

## 「ヤングケアラー支援体制構築に関する検討業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 ヤングケアラー支援体制構築に関する検討業務委託について、横浜市こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）の規定に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 「ヤングケアラー支援体制構築に関する検討業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、提案書作成要領にて定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務の実施体制
- (3) 当該業務の実施計画
- (4) 企業の取組に関すること
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
  - (2) 業務の実施体制
  - (3) 提案内容
  - (4) 企業の取組に関すること
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価結果が同点の場合には、プロポーザル評価表における「提案内容」が最も優れた提案者とする。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者にすみやかに通知する。

(評価委員会)

第5条 当該事業のプロポーザルの評価にあたっては、ヤングケアラー支援体制構築に関する検討業務委託に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会は次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の集計及び報告

(3) ヒアリング

- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
  - 委員長 こども青少年局企画調整課長
  - 副委員長 こども青少年局こどもの権利擁護課長
  - 委員 こども青少年局こども福祉保健部長、こども青少年局こども家庭課長、  
こども青少年局青少年育成課長、健康福祉局福祉保健課担当課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたことの確認
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたことの確認
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要と認める事項

附 則

この要領は、令和6年8月14日から施行する。